

平成31年4月

特定建築物定期調査報告書の提出者の皆様へ

特定建築物定期調査報告書の報告面積の取扱いについて

日頃より、特定建築物定期調査報告をはじめとする当センターの事業にご協力をいただきありがとうございます。

平成31年4月1日より定期調査報告概要書の様式が変更となり、第二面に「今回報告部分の床面積の合計」を記入することになりました。また、これまで特定建築物定期報告書の「今回報告部分の床面積の合計」について、駐車場の面積などを不算入にする取扱いをしてきたところですが、各特定行政庁に確認したところ、調査報告範囲を明確にするため、下記のように取り扱う事となりました。

平成31年5月7日受付分から適用しますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

記

- 1 定期調査報告対象となった建築物は、建築物全体が報告対象となるため、原則、「今回報告対象の床面積」は、延べ床面積と同一になる。
- 2 共同住宅の住戸部分、東京電力(株)借室内部等、部分的に調査できない箇所があった場合でも、建築物全体を調査しているものとして延べ床面積から控除する必要はない。
- 3 管理者が異なる等の理由により、部分的に報告する場合や別の報告書で提出する場合は、報告部分の面積とする。